

ういず杉並和泉保育園のご利用にあたって (重要なお知らせ)

ういず杉並和泉保育園のご利用にあたって、ご利用開始前に次の内容について説明いたします。

1. 運営主体

法人等名称	(株) WITH
所在地	埼玉県川口市飯塚1-2-16
設置者	代表取締役 新井 実

2. 施設等の概要

施設の名称	ういず杉並和泉保育園
施設の所在地	東京都杉並区和泉2-42-12
電話番号	03(6379)0620
施設長	池田 幸
開設年月日	平成30年 4月 1日
施設の種類	保育所
敷地面積	638.96㎡
園庭面積	203.75㎡
床面積	437.22㎡
建物構造	木造2階建
利用定員	0歳児 6名 1歳児 13名 2歳児 15名 3歳児 15名 4歳児 15名 5歳児 15名 計 79名

3. 施設等の運営方針

保育園では、国が定めた「保育所保育指針」（平成29年3月厚生労働省告示第117号）に基づいて、適切な保育を実践いたします。

※詳細は「保育園のしおり」をご覧ください。

4. 休業日

保育園の休業日は、次のとおりです。

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

5. 保育時間等

○ 保育時間について

保育時間は、保育の必要性の認定（認定証に記載された必要量）に基づき、次の区分の範囲でご利用できます。

- (1) 保育標準時間は、7時00分から18時00分の範囲で、一日最大11時間まで保育の利用が可能です。
- (2) 保育短時間は、8時30分から16時30分の範囲で、一日最大8時間まで保育の利用が可能です。

11時間と8時間とは、利用可能な上限の時間です。この時間の範囲内で、あらかじめ保育時間を決めて保育園をご利用いただくことになります。その際、保育園を利用する曜日も決定いたします。

なお、保育時間と利用曜日は、保護者の就労状況等に応じて、園長と保護者が面談のうえ決定します。保育時間には、通勤等の時間を含みます。

園長と決定した保育時間内に、必ずお子さんの送迎を行ってください。

○ なれ保育について

入園後、お子さんが無理なく園生活に馴染めるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「なれ保育」を実施します。

※「なれ保育」の期間は、概ね一週間としています。

6. 保育料

ういず杉並和泉保育園の保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。

(1) 保育料について

- 保育料は、保育の提供を受ける児童の年齢による3区分で、それぞれ保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間の2区分となります。また、児童が属する世帯の区民税所得割の合計額に基づく階層の税区分となります。
- 各世帯の保育料は、4月分から8月分は前年度の区民税所得割額、9月分から翌年3月分は当該年度の区民税所得割額に基づき区が決定します。

- 幼児保育無償化に伴い3歳児から5歳児までの保育料は無償となります。
また主食費・副食費も徴収はありません。
(延長保育料また、夕食代は別途徴収させていただきます)

(2) 保育料の支払方法

- ういず杉並和泉保育園を利用する児童の保育料は、口座振替または納付書により、納期限内に区へ納付してください。
保育料は1箇月単位でかかります。原則、月の途中で退園されても1箇月分の保育料を納めていただきます(延長保育料も同じ)。
保育料を滞納した場合は、保育料に延滞金を加算します。また、財産の差押を受けることがあります。
※ 保育料に関することは、区保育課へお尋ねください。

7. 保育園の利用開始及び終了

(1) 保育園の利用開始日

保育園の利用開始日は、「保育所等利用調整結果通知書」に記載されている利用期間の初日からとなります。

(2) 保育園の利用終了日

保育園の利用終了日は、次に掲げる保育を必要とする事由により異なります。

事 由	終 了 期 間
就労・疾病・介護	最長、児童の就学前まで
就 学	保護者が在学している期間
妊 娠 ・ 出 産	原則として、出産予定月の2か月前から、出産日を起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求 職 活 動 中	利用開始日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで

(3) 保育園を長期に休む場合

休園は最長で2ヶ月です。
休園中も保育料がかかります。(必ず事前に保育課にご相談ください)

(4) 保育実施の停止

在園中の児童が病気や怪我などで月の初日から末日まで続けて1箇月以上休む場合は、「保育実施の停止」をすることができます。(医師の診断書が必要です)
停止中は、その月の保育料が免除となります。(必ず事前に保育課にご相談ください)

8. 職員構成

職種	員数	職務内容
園長	1名	園の総括
保育士	11名	保育業務
看護師	1名	健康管理業務・衛生管理・保護者の健康相談・保育業務
調理員	2名	栄養管理・献立作成・給食調理
嘱託医		
医療機関の名称	永福町駅前みんなのクリニック	
所在地	杉並区和泉3-4-7	
電話番号	03(3324)1000	

9. 緊急時の対応等

(1) お子さんの体調不良や怪我への対応

お子さんの怪我の程度によっては、医師の診断を受けることがあります。その際は、園から保護者に連絡を入れ、怪我の状況を説明し、受診先の医療機関等について確認のうえ、お子さんのかかりつけの医療機関や、以下の医療機関を受診します。

緊急時の受診医療機関	
医療機関名	校成病院
診療科	小児科・内科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科等 総合病院
所在地	東京都杉並区和田2丁目25-1
電話番号	03(3383)1281(代表)

(2) 災害発生時の対応

消防計画・危機管理マニュアル等に基づき、災害等が発生したときは、区災害対策本部の指示に従い、保育園はお子さんの安全確保を最優先します。

被害状況、交通状況を確認して『すぐメール』『コドモン』『災害伝言板』にて連絡を致します。

10. 虐待防止のための措置について

当園は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うと共に、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

11. 苦情・要望等の相談窓口

保育園に関するご意見・要望等は園長・リーダー保育士迄お寄せください。
このほか、ご意見箱でもご相談をお受けしています。

ういず杉並和泉保育園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園内に掲示
相談・苦情受付担当者	園内に掲示
第三者委員	園内に掲示
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。

12. 延長保育事業

保育時間を超えた次の保育利用は、延長保育となります。

(1) 開所時間後の保育利用

- ・ 18時01分から20時00分までは、延長保育となります。
- ・ (満1歳から利用できます)
- ・ 毎月一定以上の利用が必要な方は、事前に月極め利用の申請をしてください。
- ・ 1日単位で不定期に利用する方は、延長スポット利用となります。利用する場合は、必ず事前予約を入れてください。

(延長保育料)

- ・ 月極め延長保育料は、**保育料表**をご覧ください。
- ・ 延長スポット保育料は、1時間あたり500円です。
- ・ 19:01以降のお迎えで夕食希望の場合、1食400円です。

延長スポット利用の予約なしに延長保育の利用時間帯に園から保育の提供を受けた場合も、延長スポット保育料をお支払いいただきます。

(2) 開所時間内の保育利用

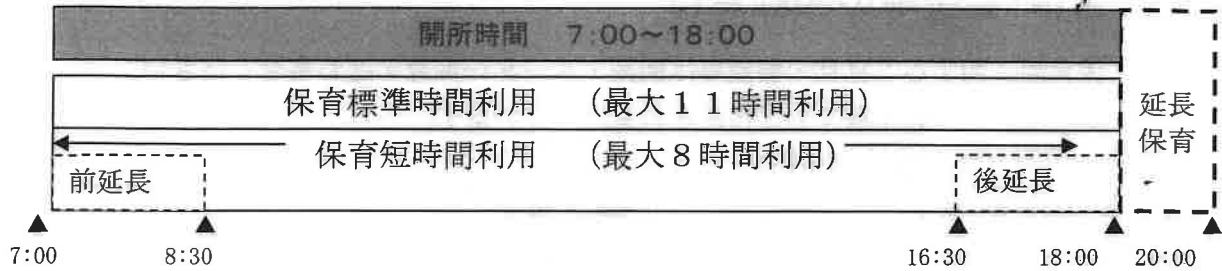
保育短時間利用の方へ

開所時間内の利用であっても、8時間を超えた場合、延長保育料が発生します。

(延長保育料)

- ・ 延長保育料は、30分毎に250円です。
- ・ 保育時間の前延長、後延長は別々に延長保育料が発生しますので、保育時間の決定に際しては、十分ご注意ください。
- ・ なお、保育短時間認定の方には、月極め延長保育はありません。

【開所時間と延長保育】



※ 延長保育時間を超えたお迎えは基本的に認められませんが、20時を過ぎてのお迎えになった場合は理由の如何を問わず30分毎に2,500円を徴収させていただきます。

13. 個人情報使用目的・保護

- 1 個人情報は利用乳幼児及びその家族の利益につながることを前提に、園運営上必要な範囲に限定し、適切に使用します。
 - (1) 当園入園に関する書類
利用乳幼児及びその家族が園生活にスムーズに移行するため及び緊急時に対応するため。
(児童票・送迎者登録カード兼緊急時持出カード・家庭状況調査表・アレルギー指示書等)
- 2 日常の保育・教育に関して必要なもの。
 - (1) 園生活が円滑に行われるため
園内の必要な箇所に、お子様の氏名を表示すること
(例：靴箱、ロッカー、布団番号表、タオル掛け等)
 - (2) 誕生日をお祝いするために、園内に掲示する「誕生表」に、お子様の氏名を掲載すること
- 3 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の個人情報を漏らしてはならないものとします。
- 4 以下の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。
 - (1) 法令等の規定による提供
 - (2) 自治体等への助成金手続きの利用、自治体等が行う監査などによる提供
 - (3) 利用乳幼児が他の特定教育・保育施設等に転園する場合の当該施設への提供
 - (4) 利用乳幼児が就学する場合の当該施設への提供
 - (5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供